

株 主 各 位

大阪市中央区北浜二丁目1番10号

光世証券株式会社

取締役社長 巽 大 介

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への感染リスク低減のため、株主様には可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの感染防止対策をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日（水曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区北浜二丁目1番10号
当社本店 11階G Tホール
(末尾の株主総会会場案内略図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 第62期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である者を除く。）4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

5. 招集にあたっての決定事項

インターネット開示についての事項

当社は、法令および定款第18条に基づき、別添の「第62期報告書」のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト（<https://www.kosei.co.jp/>）に掲載しておりますので、「第62期報告書」には記載していません。

したがって、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した対象の一部です。

(1) 事業報告

「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

(2) 計算書類

「計算書類の個別注記表」

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイトにて修正後の内容を開示いたします。

<当社ウェブサイト> <https://www.kosei.co.jp/ir/>

新型コロナウイルス感染症防止対応について

当社第62回定時株主総会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、極力、書面またはインターネットにより事前に議決権行使をいただき、株主総会当日のご出席はお控えいただくようお願い申し上げます。

また、株主様の健康・安全を第一に考え、以下のとおり対応させていただきます。何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【当社の対応】

- ・株主総会の運営スタッフは、当日、検温および体調確認を実施のうえマスク着用で対応させていただきます、場合により手袋を着用いたします。
- ・受付など会場内にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・感染防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・本総会運営につきましては、感染拡大防止を目的として、議場における報告事項および決議事項の説明を簡潔に行うことにより、時間を短縮して議事進行を予定しております。株主様におかれましては、事前に本招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

【株主様へのお願い】

- ・総会当日は、マスクの着用やアルコール消毒液での消毒をお願い申し上げます。
- ・体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

なお、今後の状況変化により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.kosei.co.jp/>) にてお知らせいたします。

<インターネットによる議決権行使のご案内>

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

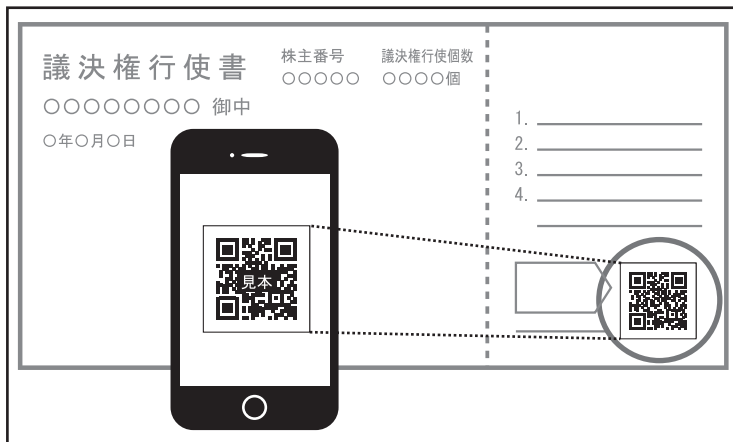
- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

議決権の行使期限は、2022年6月28日(火曜日)午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

2. 「スマート行使」による方法



- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って賛否をご入力ください。(議決権行使コード・パスワードのご入力不要です。)
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

3. 議決権行使コード・パスワード入力による方法

*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、
招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (3) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (4) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9 : 00~21 : 00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9 : 00~17 : 00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金処分に関する事項

当事業年度末において誠に遺憾ながら、繰越利益剰余金に欠損が生じておりますので、その欠損補填により財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元をすることを目的としてその他資本剰余金を処分し、繰越利益剰余金に振替えた

いと存じます。
減少する剰余金の項目及びその額、増加する剰余金の項目及びその額は次のとおりであります。

- ① 減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 172,873,089円
- ② 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 172,873,089円

2. 期末配当に関する事項

第62期の期末配当につきましては、継続的かつ安定的に配当を行うことを念頭に株主価値の向上を図る等、総合的な観点から勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、このたびの配当原資は、その他資本剰余金とすることを予定しております。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、47,256,760円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 現在当社が金融商品取引法その他の法律により届出を行い営んでいる業務につき、具体的記載に変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 本会社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. <u>前号の業務のほか、金融商品取引法その他の法律により金融商品取引業者が営むことができる業務</u></p> <p>3. (省 略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 本会社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>前号の業務のほか、以下に掲げる業務</u></p> <p style="padding-left: 2em;">①<u>生命保険の募集に関する業務</u></p> <p style="padding-left: 2em;">②<u>不動産の賃貸に係る業務</u></p> <p style="padding-left: 2em;">③<u>計算受託業務</u></p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第18条</u> 本会社は、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>附 則 (社外監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第18条</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附 則 (社外監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案について同じとします。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

取締役（監査等委員である者を除く。）候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	たつみ だい すけ 巽 大 介 (1964年5月17日生)	1997年12月 当社入社 理事 1998年6月 当社取締役 2000年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	525,433株
2	にし かわ まさ ひろ 西川 雅 博 (1960年6月24日生)	1990年4月 当社入社 2004年4月 営業グループ部長 2007年1月 営業グループ担当執行役員 2017年6月 同グループ（現コンサルティング・グループ）エグゼクティブマネージャー 2018年6月 当社取締役CS統括担当 現在に至る	5,082株
3	いし かわ たく や 石川 卓 也 (1963年6月12日生)	1985年4月 当社入社 1997年12月 システム部課長 2011年4月 システムソリューショングループ担当執行役員 2019年6月 当社取締役システムソリューショングループ兼ネット事業推進グループ兼管理部門管掌 現在に至る	3,303株
4	やま もと まさ はる 山本 将 晴 (1970年1月8日生)	2002年2月 税理士登録 2002年10月 山本会計事務所所長 2008年6月 当社取締役 現在に至る	36,590株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本将晴氏は、独立社外取締役の候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 取締役候補者の選任理由について
- (1) 巽大介氏は、2000年6月より当社の代表取締役として、長年にわたり経営戦略や事業方針の決定を行うなど、当社の経営を担っております。
引き続き、豊富な経験・知識を活かして当社の経営を担うため取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 西川雅博氏は、長年にわたりコンサルティング部門に従事し、業界における幅広い見識を有し、市場動向の分析にも優れ、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 石川卓也氏は、長年にわたりシステム部門に従事し、当社のシステム開発を担い、その豊富な経験と実績を活かし、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
4. 社外取締役候補者とした理由および期待される役割
山本将晴氏は、当社の独立社外取締役として、税務、財務、経理面の豊富な専門的知識を活かし、税務、財務等の視点から社の職務執行に対して適切な助言を行ってまいりました。引き続き、同様の職務の遂行を期待しており、同氏を独立社外取締役候補者といたしました。
なお、同氏の独立社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、14年となります。
5. 責任限定契約について
当社は、山本将晴氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	もり まさ ゆき 森 正 行 (1965年2月2日生)	1993年4月 当社入社 2008年4月 監査部門部長代理 2012年6月 当社監査役 2019年6月 当社監査役退任 監査グループ兼内部統制監査室 担当執行役員 2020年6月 当社取締役(監査等委員) 現在に至る	—
2	こ だま のり お 児 玉 憲 夫 (1935年10月3日生)	1962年4月 弁護士登録 1999年4月 新世総合法律事務所所長 (現任) 2000年4月 大阪弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 2004年6月 当社監査役 2020年6月 当社取締役(監査等委員) 現在に至る	500株
3	むら かた さとし 村 形 聡 (1964年6月16日生)	1987年9月 監査法人中央会計事務所入所 1995年10月 村形公認会計士事務所 設立 (現任) 2007年8月 税理士法人ゼニックス・コンサル ティング 設立 CEO (現任) 2009年6月 当社監査役 2020年6月 当社取締役(監査等委員) 現在に至る	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 児玉憲夫、村形 聡の両氏は、独立社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

3. 社外取締役候補者とした理由および期待される役割
 - (1) 児玉憲夫氏は、当社の監査等委員である独立社外取締役として、弁護士として培われた豊富な経験や専門的な知識を活かし、法務、コンプライアンスの視点から当社の職務執行に対して適切な助言や監査、監督を行ってまいりました。引き続き、同様の職務の遂行を期待しており、同氏は監査等委員である独立社外取締役候補者といたしました。
 - (2) 村形 聡氏は、当社の監査等委員である独立社外取締役として、公認会計士および税理士として培われた豊富な経験や専門的な知識を活かし、会計、税務の視点から当社の職務執行に対して適切な助言や監査、監督を行ってまいりました。引き続き、同様の職務の遂行を期待しており、同氏は監査等委員である独立社外取締役候補者といたしました。
4. 児玉憲夫氏、村形 聡氏は現在、当社の独立社外取締役であります。社外役員としての在任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ次のとおりであります。
児玉憲夫氏 18年（うち監査等委員2年）、 村形 聡氏 13年（うち監査等委員2年）
5. 責任限定契約について
当社は、児玉憲夫、村形 聡の両氏との間で法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

以 上

【ご参考】本株主総会において各取締役候補者が選任された場合のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

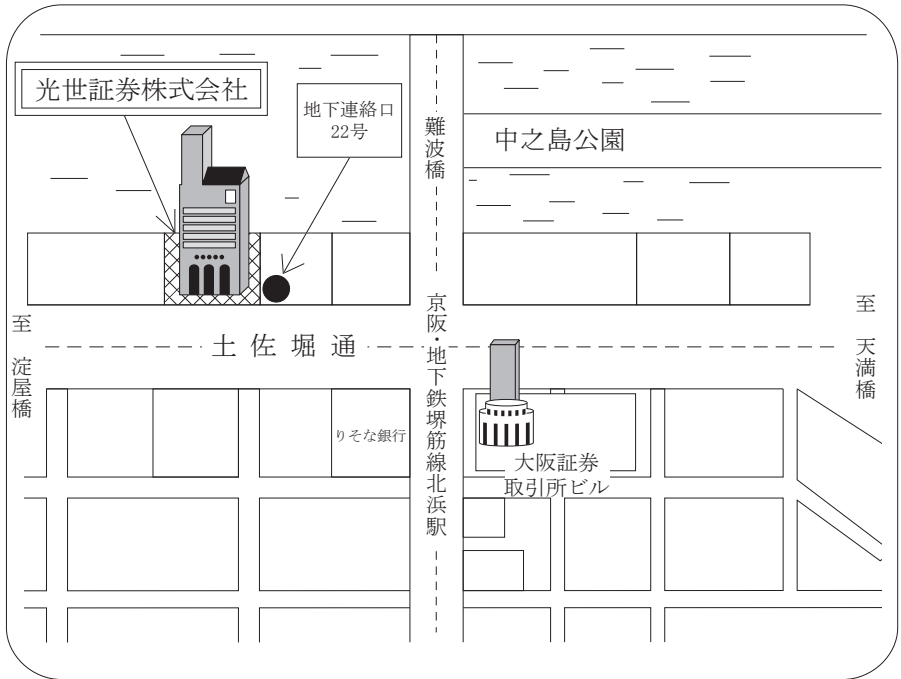
氏名	地位	独立役員	経営・戦略	金融・証券	IT・DX	法務・コンプライアンス	税務・財務・会計	リスクマネジメント
巽 大介	取締役社長		●	●	●	●		●
西川 雅博	取締役		●	●				
石川 卓也	取締役		●	●	●			●
山本 將晴	社外取締役	●	●		●		●	●
森 正行	取締役 監査等委員			●		●		
児玉 憲夫	社外取締役 監査等委員	●	●			●		●
村形 聡	社外取締役 監査等委員	●	●		●		●	●

株主総会会場ご案内略図

会 場

当社本店 11階GTホール

大阪市中央区北浜二丁目1番10号



〔最寄の駅〕

地下鉄 堺筋線 北浜駅 徒歩2分

地下鉄 御堂筋線 淀屋橋駅 徒歩5分

京阪電鉄 北浜駅 徒歩2分

当日は、駐車できませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願いいたします。